

【 健康福祉部 】

件 名	京都府介護・福祉正職員チャレンジ事業について
申立概要 【受理 26.8.12】	<p>○ 「府介護・福祉正職員チャレンジ事業」（以下「チャレンジ事業」という。）の受託業者の、就職支援の面接を受けたが、その対応に疑問を感じるので、調査願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務希望を「介護タクシー」としたところ、担当者からは十分な説明もなく、介護タクシーは対象外であると即座に否定された。 ・ 受託業者側が都合よく事業を進めようとしているのではないか。
確認事項	<p>○ 平成26年度チャレンジ事業は、介護・福祉職を目指す求職者への就職支援と事業所の人材確保支援を目的として、研修の実施と原則正職員での就職を前提とした介護・福祉事業所への1ヶ月間の紹介予定派遣を行う事業で、業務委託により実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護タクシー事業については、旅客自動車運送事業運輸規則の規定により、「2月以内の期間を定めて使用される者は運転手として選任してはならない。」とされているため、派遣期間が1ヶ月である本事業の対象とはならないことを確認。 ・ しかし、受託業者から申立者に対して、その説明が十分になされていなかったため、本事業への疑念が生じ、また担当者の対応により気分を害されたものと認められる。
結 果 (意見・要望) 【通知.26.9.8】	<p>○ 所管部局（健康福祉部）に対し、申立者への十分な説明を改めて行うとともに、今後、本事業の説明会や面接等において、求職者の方が不安や不信を感じられることのないよう、相手の立場に立った丁寧な対応に努めるよう受託業者を指導することを要望。</p>
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託業者から申立者に対し、介護タクシーが対象外となる理由について改めて説明を行うとともに、説明が不十分であったことに対して謝罪。 ・ 求職者の方が不安や疑問を感じられることがないよう、丁寧な対応を徹底するよう、所管部局から受託業者に指導を行った。

※ 対応状況については、所管部局からの報告を基に記載